

川越市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月9日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第52号

川越市介護保険規則の一部を改正する規則

川越市介護保険規則（平成１２年規則第４１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和８年度における保険料の減免の特例）

５ 第１号被保険者（政令附則第２４条第１項に規定するものに限る。）

又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和７年度及び令和８年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されていない者で、政令附則第２５条第１項又は第２項の規定により令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされることとなるものがある場合で、市長が特に必要があると認めるときは、当該第１号被保険者に係る同年度の保険料に限り、第２８条第１項の規定による申請書の提出をすることを要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。